

平成 24 年 7 月 31 日（火曜日）

第 2 回 松 島 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

（第 1 日 目）

平成24年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	（ 欠 番 ）	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	阿 部 幸 夫 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊 谷 清 一 君
財 務 課 長	舘 山 滋 君
企画調整課長	亀 井 純 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 礼 子 君
建設課長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
危機管理監兼 環境防災班長	阿 部 祐 一 君
震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	佐 藤 進 君

教 育 長
教 育 課 長

小 池 満 君
櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫

主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 4 年 7 月 3 1 日（火曜日） 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第 2 会期の決定

7 月 3 1 日の 1 日間

Ⅱ 第 3 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について

Ⅱ 第 4 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について

Ⅱ 第 5 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について

Ⅱ 第 6 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算（第 3 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第2回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。多賀城市—————で
す。

町長よりあいさつをお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあい
さつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、工事請負契約の締結3件、平成24年度松島町一般会計補正予算
についてご提案させていただくものでございます。

なお、当初、工事請負契約の締結につきましては、松島中学校体育館大規模改修工事を含む
4件を予定しておりましたが、先日の入札において不調になったことにより、現在早期入札に
向け事務的作業を進めている状況であります。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、15番菅野良雄議員、16番今野 章議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第56号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第56号

工事請負契約の締結について

平成24年7月20日入札に付した23災第15496号一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松島町告示第26号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成24年7月31日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1. 工事名

23災第15496号一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事

2. 契約の方法

指名競争入札による契約

3. 契約金額

金5,670万円

4. 契約の相手方

宮城郡松島町竹谷字丈倉部56番地の2

株式会社佐々勝工務店

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第56号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事は、平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事を実施するものであります。

去る7月20日に入札に付し、議案のとおりをもって請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、幡谷地区東北本線大菅踏切周辺の舗装打替工、切土法面復旧工、盛土法面復旧工となります。

工期は、平成25年3月31日であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

早速ですが、質疑に入ります。質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ようやくという感じがしますが、スタートするなということであります。

ありがたいことなんですが、ただここは少し他人の山なんだそうですけれども、見通しが悪いんですよね。現状のままで復旧するのか、それとも少し見通しよく直していただけるのかということをお願いしたいんですが。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 大菅踏切の近くのあの法面の部分を言われていると思いますけれども、その部分につきましては横断の中で今の現況よりはもっと緩やかに一応切るということで、一番下の断面で5メートル、3段でいくわけなんですけれども、図面の中に横断図が入っておりまして、後ろから2枚目の図面になりますけれども、一番下の段が通常ですと1割とか、今現況は1割になっております。それを5メートルの一番下の段で1割8分、それから次の段を1割5分ということで、あとはすりつけという形になりますので、若干今よりは見通しがよくなるという形にはなろうかと思います。

ただ、災害復旧の場合は基本的には原形復旧ですので、そういった部分にはのっとらなければならないという中で、査定ではこういうふうに認めていただいておりますので、このようになるということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしの声がありますので、他に質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第56号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第57号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第57号

工事請負契約の締結について

平成24年7月20日入札に付した23災第15504号普通河川後沢川河川災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松島町告示第26号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成24年7月31日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1. 工事名

23災第15504号普通河川後沢川河川災害復旧工事

2. 契約の方法

指名競争入札による契約

3. 契約金額

金6,615万円

4. 契約の相手方

宮城郡松島町竹谷字丈倉部56番地の2

株式会社佐々勝工務店

以上です。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第57号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事は、平成23年3月11日に発生した、平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した、普通河川後沢川河川災害復旧工事を実施するものであります。

去る7月20日に入札に付し、議案のとおりをもって請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、幡谷中谷地地区の地震で被災した開渠型水路をボックスカルバート及びU型側溝により復旧するものであります。

工期は、平成25年3月31日であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとお伺いしたんでありますが、この指名競争入札であります、入札辞退はいつの時点で入札辞退の届けがあったのかですね。当日、そこに来て辞退しますよと言うのか、どんなふうなことであったんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 24年6月28日に通知を出しております。

辞退届の提出があった日付になりますけれども、6月29日、それから7月12日、あと7月17日という日付でございます。基本的には、直接持ってきております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、最初から入札に参加したのは3社しかなかったということになりますか。

それと、この入札はわざわざ指名してくださいと指名願を出すわけでしょう、町にね。町長ね、指名してくださいと出して、お願いしますよと来ているわけでしょう。だから指名した、指名を辞退した、さあ何もしない、ペナルティーも何もないんですか。仕事がいっぱいあるから、来ないのはしょうがないべと、こういうようなことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に、一般競争入札が原則ということなんですけれども、今回災害の分は指名競争入札で実施して、うちのほうで指名したと。辞退の理由もいろいろ業者によってありますけれども、その場合のペナルティーは指名停止要綱とかそういうのでも基本的にはないということになっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、好きな工事だけをおれはやるよと、ペナルティーをつけないんだとすればですよ。特に、町内の業者は取っていくからいいんだと思うんでありますが、お願いしますお願いしますと来たのに、ああおれは要らないよ、この仕事と、こういうふうなことでも何もペナルティーをつけなくていいと、つけないと、今後もつけないと、こういうようなことですか。そうすると、指名がおかしくなるのではないかと。指名してくださいと来たから指名したんですよと、それなのに指名はおれは要らないよ、この仕事。どうせ、あいつが

取るんだべから要らないよと、まず極端な言い方をすると、そういうようなことだと思うんですよ、これは、この額を見たら。だから、高どまりしていくんですよ。地元の業者が取ったからいいんでありますが、高どまりなんです。そういうふうなことをそのままにしておくと、行政というのは何なんだべなと、税金食っているんだよと。災害だからということで国から来るにしろ、国も税金なんですよ。そのときに、少なくとも指名したら指名に入って、そして一生懸命価格競争すると。私は大きな工事を取っているから、こんなに安くできないよというのであれば、高く入れてもらっていいわけですし、何もペナルティーないというのはおかしいのではないかな。今までも辞退辞退とこうあるわけではありますが、そんなふうな感じがするわけではありますが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、指名入札参加は松島の工事を受注したいということで、参加願を出しているということなんですけれども、7月26日河北新報にも載っていましたが、宮城県の復旧工事でも業者が不参加、辞退してということで20ポイント上がっているという状況もあります。確かに、辞退届を出したと、じゃあペナルティーどうするんだということで昔の建設省、今の国土交通省のいろんな通知文とかを見ても、その中にそういうのがあるから指名停止というのではないと。いろんな本とかも、私も前に財務課にいたときもそういう場合どうなのかなということで調べたことはありますけれども、国・県でも同じように辞退したから指名停止とかペナルティーするというのではない状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 仙台市内だとこの間出ていたわけではありますが、取りたい業者がいると思うんですよ、取りたい業者。その人は積極的にやるわけです。ところが、その人のところに入れたくない業者がいるわけです。だから、外したと。外したのは皆高いと。その人が入ったら安くなる、こういうようなことが現実にあるわけですよ、県内でも。町長も見ていると思うんですが、その取りたい業者が入ったほうが安いんですよ。そういうようなものをカットしたのは高いんですよ。高どまりしている。5,000万円で20%だったら、1,000万円ぐらい高どまりしている勘定になるかもしれない。これはどうだかわかりませんよ。わかりませんが、そういうようなことであれば、あんた仕事を取りたいのかと、仕事は要らないかと、こういうような指名願のときに言ってやってもそれになるのではないですか。そうすると、私も入札に入りたいと、こういうようなことになるんでないかという気はするわけではありますが、それ以上の何はないんで、そういうふうな対応もしなければならぬのではないかと。指名辞退をす

るときは、何月何日までによこせと、指名してやるわけなんですから。そして、余り少なければもっとどこかを入れて、競争性の向上をさせると、こういうふうな対応も、ただ今までやっているんだから、入札を辞退したんだから、何もないからというのでは、何やっているんだかわからないですよ。きょうの河北紙を見ていると、休まず働かずというようなことが出ていましたけれども、そういうふうなことになってしまうのではないかと。今までないんだからいいです、そのほうがかえっていいですと、これだけではちょっとうまくないのではないかなという気がしましたので、一応申し上げておきたい。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございませんか。12番太斎雅一議員。

○12番（太斎雅一君） 工事の内容をちょっとお聞きます。

ボックスカルバート、1メートル四方のやつ埋設になるわけですが、あそこ多分、側溝の底板と今現在のうちの建っている地盤の差は約2メートルぐらいあるのではないかと思いますけれども、ボックスカルバートを入れた場合は、今の地盤の高さまで全部埋め戻して平らになるのか。

それから、U字溝、これも1メートルのようなんですが、これですと法面が出てくるのかなと思います。人家の建っているところ全部をボックスカルバートになぜできなかったのか。大友パーマ屋さんの後ろがU字溝になっているわけですね。あそこに住んでいる方はかなり口うるさい方ですので、なぜ隣までボックスカルバートでうちの後ろだけU字溝にするんだというようなお話しにならないのかどうか、その辺も含めて。せっかくやるわけですから、人家の建っている場所はすべてボックスカルバートで全部埋めてしまって、安心できる地盤に改良してほしいなと思うんですが、その辺についてどうなのかちょっとお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ボックスカルバートにつきましては、今現在、勾配可変側溝といわれるものが入っておりまして、高さについてはその側溝高に大体合わせて、ボックスカルバートをその中に埋め込むという形でございます。それを埋めて地盤高さにして、その地盤の上には一応300のU型側溝を入れると、表面排水分についてはですね。ボックスは下のほうに入るといいます。底の部分に1メートル1メートルのボックスが入ると。あとは、全部埋めますという形になります。（「二重構造になるということですか」の声あり）そうですね。ボックスの上に埋めて……。 （「そこにU字溝」の声あり）そうですね。

図面が、一番最後の図面のやつに標準断面図がございます。ちょうど、現況が左側の掘削ということでU型側溝ですね、V S側溝を一応全部取り外すという形で、その真ん中の図面に来

まして、ボックスを入れまして全部埋め戻しをします。そして、上については落としぶたの側溝を一応入れるということでございます。

それから、もう1つ、その下の大友パーマ屋さんのほうにつきましては、片側が畑というか田んぼになっていきますので、そちらはボックスが入れられないということでU型側溝を入れる。こちらの太友さん側につきましては、ちょっと図面上ないんですけれども、8メートルから9メートルの矢板を打って、すべて一応自立してとめると。土砂については来ないような形でとめますので、U型側溝で間に合うという形で設計をしております。

ちょっと、図面の記載がなったものでちょっと勘違いされるとあれなんですけれども、それらは全部矢板を打って初めて、9メートルの矢板を打ちます、宅地側についてはすべて。それで、法どめをして、あとはU型側溝を入れるという形でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第57号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第58号

工事請負契約の締結について

平成24年7月20日入札に付した松島町中央公民館大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松島町告示第26号）第2条

の規定により議会の議決を求める。

平成24年7月31日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

1. 工事名

松島町中央公民館大規模改修工事

2. 契約の方法

条件つき一般競争入札による契約

3. 契約金額

金5億8,275万円

4. 契約の相手方

仙台市青葉区立町27番21号

株式会社橋本店

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第58号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本工事は、昭和53年12月に完成し供用開始された中央公民館について、老朽化とたび重なる地震災害により、施設利用に著しい不具合を生じていたことから大規模工事を行うものであります。

来館者の方々が利用しやすい施設整備を整え、町民の皆様がこれまで以上にさまざまな芸術文化に触れられる場として、また国際観光振興発信の場として施設を整備するものであります。

工事の概要については、これまでの大集会室を壁面格納型稼働席及び音響・部隊照明等の改修、そのほか多目的トイレ・エレベーターの新設により高齢者の方々にも優しいバリアフリー化を実施いたします。

1階には、観光インフォメーションを新設し、観光情報さらには町の情報発信の場として整備するものであります。

工期は、平成25年9月30日であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ここまで設計の図面ができてから言ってもしょうがないのかなという気

はするんですが、1つはこれを見るとトイレの数がどうなんだろうかなというやっぱり疑問があるんです、私はね。せっかくこう立派に階段式のものをつくって、文化会館のようなものにしようということでのいるわけですが、いっぱいホールに入ったというときには本当にトイレの数が足りないんじゃないかなというような気がするんですよ。そういう意味では、この図面という下の方ですね。浄化槽なんかがあるわけですが、もう少し伸ばしてトイレの数をふやすとか、そういうことができなかったのかどうかというのはあるなと思うんですが、その辺どうなのか。

それから、そのトイレの施設として、今、障害者対応も含めてどうなのか。子供のおむつをかえたりする場所とか、そういうのも必要になってきているわけですね、公的な施設ですから。そういうものを含めて、このトイレのやっぱり考え方というのをもっときちんとしておく和利用の場合に違ってくるんでないかと思うので、その辺についてひとつ伺いをしておきたいと。

それから、階段状のこの座席なんですけれども、公演中にトイレに行くということで歩いたり何だりしたときに音が出ない構造になっているのかどうか。余り、ちゃんと音が響かないとか、どうしても階段状で上ったりおりたりすると、そこから音が発生するということもあり得るわけですよね。公演中にそういうことがあると、やっぱり見る側としてはちょっと好ましくないという状況も出てくると思うので、そういう施設の中身としてどうなのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、トイレのほうになりますけれども、トイレにつきましては今現在和式トイレの形で設置されていまして、利用者の方々には大変ご不便をおかけしていたと思います。この和式トイレにつきましては、すべて洋式トイレに切りかえたいということ。それから、あと図面ちょっと字が小さくて申しわけないんですが、多目的トイレを1カ所設置しております。これが、いわゆる障害者の方々のご利用なさるトイレになるということでございます。

トイレの数なんですけれども、今回の大規模改修工事につきましては、延べ床面積に関して増幅というか拡張する縛りがありまして、それ以外にもメンテナンスを行う部屋とか、それからあと楽屋からリハーサル室を通過してホールのほうに向かう廊下ですね、こういったものを最低限つけなくてはいけないということで、これ以上の面積の拡張が認められなかったということもありましたので、トイレの数についてはこのような数にならざるを得なかったということで、ご理解いただければなというふうに思います。

それから、あと座席のほうになりますけれども、これにつきましては当然今議員さんがおっしゃったようなことも考慮しまして、じゅうたん張りで音を消す方法で取り組んでおります。1階部分の平場の方につきましても、そういった形でいきたいということで今いますので、まずは音を消すという方法に、せっかくのホールですので、全力を出していきたいということで打ち合わせをしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 座席のほうは、ぜひそういうことで頑張っていただきたいと思うんですが、トイレね、やっぱりせっかく使うのにトイレって大事なんだと思うんですよ、こういう施設ではね。ですから、私はいろいろ決まりがあるというお話しなんですけど、本当に増設可能にならないのかどうか、中庭のほうに少しはみ出してもそういう施設を私はつくったらいいのではないかなと。そうすることによって、利用される回数や何かもふえる可能性が私は出てくるのではないかなと思うんですよ。あそこを使ってもトイレが狭くて、数が少なくてという話では、やっぱり敬遠されていくと。何ぼ立派であっても敬遠されると、こういうことになるのではないかなというふうに思うんです。

それから、多目的のやつがあるということなんですけど、これはどちらかというと男子便所の脇にあるわけね。やっぱり、おむつ交換とか何とかというふうになると女の方々、女性の方が多いのかなと思うので、その辺も障害者対応だけではなくて、おむつ交換や何かができるような設備といったようなことも考えておかないとだめではないかというふうに思うんですが、もう1回その辺のおむつかえたりする場合のことや増設の考え方ね、もう少し何とかならないのかというところで、もう1回ご答弁いただきたい。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） トイレのほうにつきましては、ただ単なる障害者というだけではなくて、おむつを交換する台とかそういったものは、当然多目的ということで含まれているということでご理解いただければというふうに思います。

それから、建築の床面積なんですけれども、どうしてもこれ以上の縛りがありましたので、もしトイレの面積をふやすとなるとほかを縮めなければならないということが出てきますので、その辺でこういった形になったということで、ご理解いただければなというふうに思います。今回、とにかく極力利用する方々に不便をかけないようにということで、すべてに洋式トイレを導入ということも入れていましたので、そういったものでご理解いただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 補足答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今、トイレの数のお話がありまして、一般的に建築物を建てる際に、例えばこういうホールであつたりとか、あと用途によってトイレの数は基準というか、法律で決まったものではないですけども、建築設計上の基準というのが建築学会のほうから出ていまして、確認したわけではないからちょっと断言はできないところがあるんですが、恐らく今のホールの面積に対して何人入って、その方のためにどのくらい要ってというふうな、基準上は恐らくおおむね間に合っているというか、足りているというふうには私は思うんです。女子トイレの数を今確認していますけれども、1階部分で7コマありますので、そんなに不足している状況ではないのではないかとこのように私は思います。定員、大体ここで500名から600名でございますので、どうなのかなと。なお、私も確認して、どうしても不都合なぐらいの数量であること、これがそういうものであればちょっと考えたいと思います。

また、おっしゃる中で、子供さん方のおむつ交換とかそういったものも確かにあろうかなと。これは、今の計画、基本的には今の平面系でやっていますので、今風でないところもありますので、そういったところについては若干これからの細部の設計変更みたいところで対応して、使いやすいトイレを考えていきたいなというふうには思います。（「せっかくなので」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 基準がどうのこうのというのは、多分確かにそれはある話だと思っている。私らもよく使わせてもらうんです。結局、その何かやると、休憩時間が10分、15分だよといったときには、やっぱりその時間帯であふれるわけですよ、実際問題使ってね。あふれるんです。ですから、特に女性の方々は時間がかかりますから、そういう意味でいくとなおさらだと、こういうふうになるんですね。ですから、基準もあるんだとは思いますが、やはり基準自体が、どちらかというと比較的ぎりぎりの基準なんだろうなと私は思います。ですから、そういう意味で利用者がもっととやっぱり利用しやすいと、あそこは使いやすいよとこういううわさが広がっていくと。そのことによって、利用も高まっていくという施設にするために、そういうことが必要なのではないかというふうに思うので、先ほど建築基準の関係でなかなかこれ以上面積が取れないという話もありましたけれども、できるだけ確保できる方策を、私はその辺専門家でないので言いたいことを言っていますけれども、ぜひ考えてほしいなというふうに思ったということであります。

○議長（櫻井公一君） それでは、そういう要望ということでよろしいですか。次に、9番尾口

慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、要望で終わったんですが、確かにそうだと思うんですよ。女のほうのトイレは、何ぼあったって足りないくらいなんだ、このぐらいの人数が入ってくると。建築基準法で、ここからはみ出せばうまくないのかもしれないけれども、ここの中であればどのようにでもできるのではないですか。できないんですか。その考え方の何で、この女子トイレの脇に倉庫がある、観光インフォメーションのホールがある。ここのところを使ったらできるのではないですか。観光インフォメーションね、あそこに来て観光の何をしていくなんていうのは、大体いないですよ。観光施設がないんだから、向かいには松島一の坊だのホテル壮観さんがあって、そちらでもインフォメーションがあるわけでしょう。そうすると、ここにわざわざ松島駅なり海岸から来て観光インフォメーションで何して、そして検索をするなんていうのは出てこないのではないかというの。そうすればみんなの使いやすいような施設にしていかなければならない、私は思うんですよ。だから、そういうふうなものは検討できるんでないですか。検討したくないんですか。

○議長（櫻井公一君） 今、答弁させます。櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） ただいまの尾口議員さんのご要望ありますけれども、まずはその公民館の主体的な柱の位置もございますので、この辺につきましても設計担当した方のほうと話をさせていただいて、実際どうなのかという議論をさせていただきたいということはあるんですけど、まずはこの事業計画もございますので、この辺の取り扱いを整理した中で改めてその辺は町としてももんでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、今、櫻井課長言ったけれども、事業計画だって、できなければ変更できるでしょう。事業計画があるから、5億8,000万円、6億円近い金をかけてやる事業ですよ。それで、何ぼになるかわかりませんが、そのぐらいしたって何も事業計画に左右されるものではないでしょう。変更は当然あり得る、建物は。だから、変更すればいいわけでしょう、もしできるんだとすればです。できるかできないかわかりませんが、できるとすればそれもあるんですよ。そういうようなことをやるかやらないかという考え。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 変更というものも可能でございますので、今おっしゃられた趣旨を踏まえて工夫していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ちょっと眼鏡を忘れて、席どのぐらいあるのかよくわからないんですけども、車いすなんかでこの催し物に参加できるようになっているんですかね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の改修、1つの基本としましてバリアフリー化ということで上げていますので、そういった面も考慮した改修工事に心がけてやっておりますので、ホールにつきましても車いすでそのまま会場に入って、介助は必要になってくるかとは思いますが、席の移動とか、そういったものは必要になってくるかとは思いますが、隣の袖机、15、15、左右にあるんですが、これはキャスターで可動式になっていますので、ここのところに車いすの方が座るとか、そういった考慮の仕方もできるのかなというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 介助がなければ、1人では入っていけないということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 公民館の正面玄関、このスロープから入っていくような形にはなりますけれども、多少の傾斜は今現在ありますので、この傾斜については多少の介助が必要になってくるのかなというふうに思います。館内につきましては、1人の方でホールまで移動は可能でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） それも変更契約ということになるかもわかりませんが、せっかくですので、やっぱり障害者の方々も入れるような配慮をするべきだったのではないかなという思いがしたものですから、それも変更できるのであればしていただきたいなという思いで質問したわけでございます。（「ちょっとだけ、1つだけ」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今、介助の解釈の仕方が若干違ったと思うんですよ。実際は、ここのスロープは、介助なしでも車いすの方でも上がれるスロープにすることなので、その介助のとらえ方がちょっと違ったということです。訂正させていただきます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今度の図面を見ていて、説明書も見ていて、随分変わるなど。いい意味で変わるんだろうと思いますが、大集会室を壁面格納の移動する座いすにすると、大きな項目に書いてありますね。音響・舞台照明の改修、エレベーターをつける、バリアフリー等とありますが、今までも中央公民館で指摘されているのが大分改修になります。望ましいことですが、

ここでなぜか1行も触れられていない。残念なのは調理室、考え方ね。ここでお示しいただきたい。現状は、知っているとおり、まず火力が弱い。あれでは、まともな調理ができない、こんな声を聞いていると思いますが、この調理室、これでどう変わりますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 1階の調理室につきましては、今度の改修によりましてIH化で、オール電化で今度改修しますので、火力はすべてつまみで調整できるようになりますので、その辺の問題はクリアできるかなというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 私、明治に近いので、電化というのは電化でわかるんですが、まきの時代に育って今はガスです。今の中央公民館は、プロパンガスを持って行って、自分のコンロを置いて調理しているんですよ、弱すぎて。こういう心配は今後起きないの、この電気なるもので。大丈夫ですか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） そういう問題は、一切なくなると認識しております。（「大丈夫ならいいんだ、うん」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 直接、この工事とは関係はないんですが、今の中央公民館がこの9月から工事着工ということになれば、今現在の利用状況はどうなっていて、利用者に対しての周知徹底はどのように図られているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、今大集会室を使ってやっている、例えば社交ダンスとかそれから松高のダンス部、それから太鼓、こういった方々につきましては、社交ダンスにつきましては手樽地域交流センターの図書室、どうしてもハイヒールを使った練習ということになりますと、そちらで工事期間中お願いできないでしょうかということで、お話しを今しているところでございます。それから、あと松島高校につきましても、旧四小、松島東部交流センターですね、こちらの体育館で練習をしたいということで、今話しを進めているところでございます。それから、太鼓等についてもそのような形で入っていきますけれども、そのほかの各種団体につきましても勤労青少年ホームとか、それから各地域にある集会施設等を使って、その間各教室等について対応していくという話し合いを今進めているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 一番問題だろうと思うんです。その分散化についてですね。各施設で本当に受け入れが可能なかどうかということは、ちょっと心配なんです。ですから、高城の勤労青少年ホーム等についても利用者がかなり今多いわけですので、それにあえてまた中央公民館を利用されている方たちが勤労青少年ホームに入ることになる場合もあるだろうと思うんですが、その点について今の勤労青少年ホームとしては十分に対応できるのでしょうか。それとも、ほかの施設に分散する考えなのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 基本的に、勤労青少年ホームのスペースを使って対応する方々が多くなるかとは思いますが、それ以外に各地域の集会施設に、実際に分館長さん方と打ち合わせをしてもう準備を進めている団体もございますので、そういう内容でこれからも、8月上旬にも分館長さんたちの会議がありますけれども、その中でもさらにもう1回、徹底をしていく中で皆さん方にご説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 利用者の方々に利用しやすいようにしてもらうためにも、この今の地域の区長さんとか行政連絡員さん、またはそういう地域の分館等の協議等を十分にやっていただいて、迷惑のかからない方法でよりよい施設になるようお願いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第58号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第59号平成24年度松島町一般会計補正予算（第3号）

についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第59号

平成24年度松島町一般会計補正予算（第3号）

平成24年度松島町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,757万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年7月31日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第59号平成24年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、6月8日の議会全員協議会でご説明させていただきました、東日本大震災復興交付金事業として実施します松島町災害公営住宅整備事業について、災害公営住宅40戸分の整備をするため、磯崎字華園及び美映の丘地区の用地購入費を補正し、東日本大震災復興交付金基金繰入金を増額するものであります。

また、東日本大震災による災害援護資金貸付金の借り入れ申し込みの増に伴い増額し、財源としての地方債を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） このことについては、場所が美映の丘の5区画ぐらいになるんですかね。区画で言うともっと多いんでしょうけれども、それから華園のふれあい広場と。この場所を購入したいということなんです、私もこの間ずっと申し上げてきたんですが、高齢者などにやppari対応するという意味においては、高城など震災で大分空き地が出てきているということもありますので、そういう場所を購入しながら高齢者などが買い物しやすい場所等を検討し

たらいかがですかというお話しもさせて頂きいただいたわけなんです、なかなかあちこちに
なれば管理もしにくいというようなこともあって、この2つの地域だよというお話しだったん
でありますが、実際問題として高齢者の方々、40戸建てるわけですが、高齢者の方々はどのぐ
らい入居の予定なのか。

それから、40戸入居をなさるといふ方々の被災された場所、地区ですね。海岸地区なのか、
高城地区なのか、磯崎地区なのか、その辺を含めてどういう世帯割になっているのか、ちょっ
とまずそこから教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、世帯主が60歳以上ということで、その方々につきましては、
今現在は21世帯ございます。その方のうち、それからひとり暮らしの方が7世帯といことでご
ざいます。基本的に、町内の方が35世帯、あとそれから町外になりますけれども、塩竈市の方
が2世帯、多賀城市に行っている方が1世帯、仙台市に行っている方が1世帯ということで、
合計一応39世帯という形で今現在処理をしているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 町内の地区名まではわかりますか。おおよそこの辺の地区の人ですとい
うのが、もしわかれば。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 少し時間をいただければ。ちょっと足し算をしなければならないの
で、ちょっと少し時間をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、視点を変えて何かございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、本当は数字を聞いてからとは思っていたんですが、どんなふう
になるかはわかりませんが、多分津波の関係や何かを考えると松島地区が多かったのではない
のかというような気がしたんです、私は。ですから、そういうことでいくとコミュニティーの
問題も含めて考えると、果たして磯崎美映の丘や華園ふれあい広場が、本当にその被災された
方々からしたときに場所としてどうなんだろうかとこういうことがあるのかなと思ったから、
何人ぐらいいるんだとこうお聞きをしたわけですよ。

やっぱり、そういう意味では、高齢者の方々新しいところに移って生活を始めるというこ
とは大変なことだと、こういう認識を持っておられるのかどうかね。そういう意味では、もと
もと住んでいた場所で生活するのが最もいいことだし、なおかつ買い物など生活する上で利便
性の高い場所を考えると、ここが必要なんだと思うんですよ。ところが、必ずしもこの美映の
丘と華園のふれあい広場がそういう場所かといえ、私は決してそうではないなと思うん
です。

ですから、都市計画街路をつくるので、その辺に公営住宅を持っていったほうが都市計画区画街路の関係で災害関係の費用が付きやすいということもお考えになってあそこに持っていったのかなと、うがってみればそういう見方もできないこともないということになるのではないかなと思います。そうすると、本当に被災者の立場に立ってこの復興住宅を考えているのかということになるのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、総論的なことは町長。大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご質問の中でいろいろこういう理由ではないかという、まさにそういう理由も含めておりまして、まずばらばらにある、あちらこちらにあるということでは管理上、また用地取得上もなかなか難しい。できるだけ早く進めていくためには、ある程度今すぐ用意できる所というようなことがありましたし、また災害によって被害を受けたわけですから、そういった震災の心配が比較的少ない、松島町の中でも震災それからいろんな被害の少ない所ということで、この辺を選ばせていただいたわけですね。

おっしゃるように、高城の町で空き地ができていいる部分もあつたりしますが、それについては私としては避難路の整備とかにそういった土地をできるだけ多く使いたいなというふうなことから、また民間の方々、自分の所有している土地をもってここでアパートをとというふうなこともあり得るというふうに思っております、高城の周辺については民間の事業でもってやるほうがいいのではないかなというふうなことも考えまして、今の結論に達しているということでございます。

加えまして、ご高齢の方は確かに土地が変わってコミュニティーから切り離されるのは大変だと、その辺の事情は当然我々も理解しているところでございます。ただ、全体的な状況とかを考えたときに、この方向でいきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 先ほどの答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 被災者の元の住所ということでまとめましたので、海岸地区が10戸でございます。それから、磯崎地区が9戸、高城地区が9戸、それから手樽地区が6戸、あとそれから竹谷地区が1戸、根廻地区が1戸、北小泉地区が1戸、初原地区が1戸、幡谷地区が1戸ということでございます。合計39戸ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） やっぱり、海岸が一番多いわけね。ですから、地域をどこにするかということ、用地の取得のしやすさはいろいろ確かにあると思うんですが、海岸地区だって同じだと思うんですよ、高城と。いろいろ被害を受けて、そういう宅地が空いていますよというよう

なところもあるんだと思うんですね。ですから、そういう意味でいうと、その海岸地区に場所を求めてもよかったのではないかというふうにも思うところがあります。私は、そうすることによって、こういう方々がやっぱり地域のコミュニティーから、なじんだ所で暮らしていけると、できるだけそういう状態をつくってほしかったなというふうに思っているということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、入居の関係で、一生懸命皆さん連絡をとって、どの程度の部屋数なり何なりが必要なのかというようなことも多分聞き取りをされているんだと思うんですが、入居をするかしないかといったときに、一番最初の時点で、もちろん場所も決まっていないということもあつたんでしょうけれども、場所がどこにできるのかもわからなくて、最初からそれじゃあもうお断りしますというようなことも何かあつたのではないかなというふうに思うんですが、その辺について本当に被災された方々に必要な情報が提供されていたのかどうかというふうに思うところもあるんですが、どうなんでしょうかね。最初の時点から、その場所の情報とか、大体この辺を考えているんですよというそういう情報提供も含めて、入居をするしないの打診をしているのかどうかですね、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 被災者の方々には、連絡をいたしまして面接をして、一応聞き取り調査ということで6月から今月いっぱいということで進めておりました。その中では、美映の丘と華園地区ということで、そちらを一応町では考えているということでそれもあわせまして聞いておりまして、どちらがいいですかということでの聞き取り調査をしております。どちらでもいい方、美映の丘がいい、華園がいいということで、それも聞いているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私が聞いたのでは、6月の時点かいつの時点かわかりませんが、町のほうから電話をいただいたと。そのときにはそういう場所の特定はなくて、もう行く場所もわからないで答えるということもできないと、もういいですというようなことを申し上げたという方もいらしたようなんですよ。1回断ってしまうと、またというふうにはなかなかないのかなというふうな気はしますけれども、非常にそういう点では入居者の意向調査の時点、最初のやっぱり始まり方がどうだったのかなという疑問が残ったんですが、そういう電話による意向調査なんかは最初の時点でしなかったんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 2回ほど一応やっけていまして、一番最初は災害公営住宅を希望するかどうかという部分を3月、4月ごろに1回やっけていますね。そのときには、一応場所はまだ未定ということで、そういったことがあったかもしれませんが、6月に入ってから、全協で説明した後につきましては、一応場所は大体決定していたのでそれらを聞いているということで、それぞれの希望を一応聞いて今後進めたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 要は、その3月の時点で場所が決まらないうちにどうですかという話をされて、結局断ったみたいなのね。そうすると、次からは、断ってしまったんだからということになったのか、本人たちもそこまでではなくて、今入っている所でいいということだったのかそれはあると思うんですが、やはり最初の時点からやっぱりある程度ここになりますという話でないと、流れてとしては、受け取る側としてはなかなか答えきれなかったというのもあるようなんですね。そういうお話しをさせていただきます、それは。そういう状況があったようだと。私は、そういう意味ではもう少し、なかなか議会に説明しないうちに言ったのかとかいろいろ出てくるとは思うんですが、情報の提供の仕方としてどうだったのかなという思いがしたということだけは、ここでお話しをさせていただきたいと思いましたのでお話しをさせていただきます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 終わりますということですが、ちょっと答弁させていただきます。

もしかそういったお話しで、入りたいんだけど、もう1回言ったからだめなのかなというふうにあきらめていらっしゃる方がいるとすれば、これはまずいので、もう一度確認をしていきたいというふうに思っております。

ちなみに、この災害復興の公営住宅につきましては、国に提出する際に事前にどのぐらいの方に入っていただけるのかというふうなあらあらのアンケートもしておりますので、突然6月になってからということではないと内部的には理解をしているんですけども、漏れということも当然ありますから、それについては対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） この用地購入予定価格1億8,000万円、確認も含めてこの予定額の根拠としたもの、地価とか路線価とかありますが、それが1点。

それから、華園と美映のこの地区ごとの購入の予定額を教えてください。

それから、地権者ですね。この方の居住先がもしわかれば。町内、町外別がわかれば、お尋

ねをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。まず、土地の価格から。

○建設課長（中西 傳君） 全体の金額は、一応1億8,000万円で補正させていただいております。その部分では、不動産鑑定を取りましてということで、その価格に基づいて約1億8,000万円ということで一応考えております。

ほとんどの方が、町内の方々が対象でございます。町内の方々が土地を持っているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 不動産鑑定の地区ごとの価格がもしわかれば言ってください。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 華園につきましては、約6,400万円ほどを想定しております。それから、美映の丘につきましては1億1,000万円を超える金額を一応考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第59号平成24年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成24年第2回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

なお、引き続き、全員協議会に入るわけでありますけれども、再開を11時20分とします。

午前11時07分 閉 会